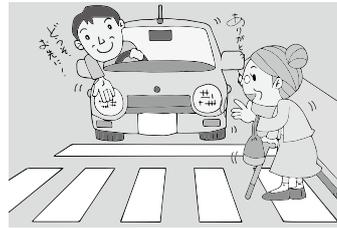
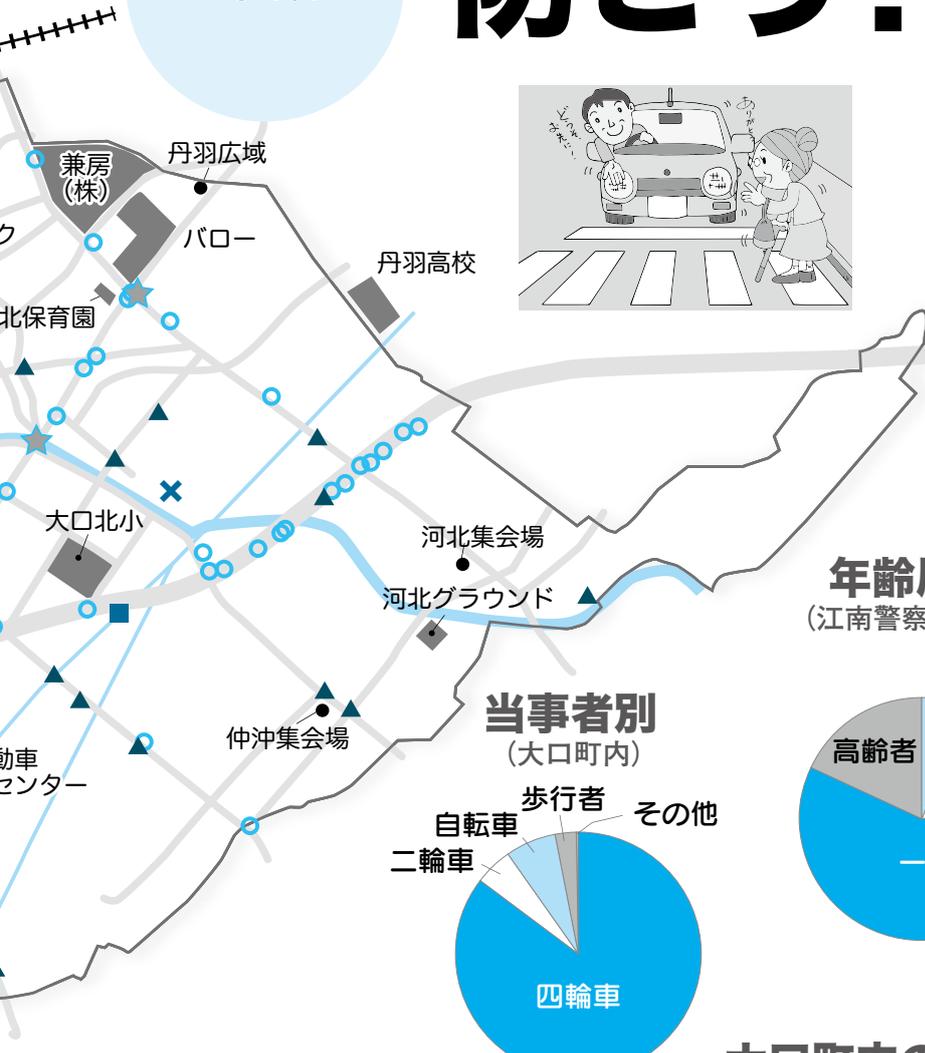
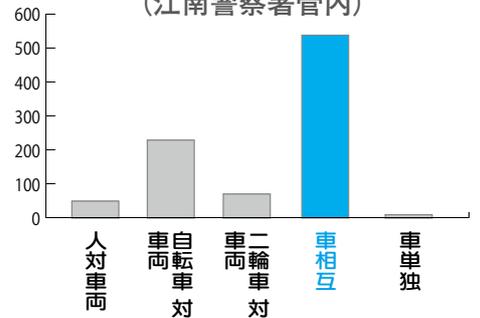


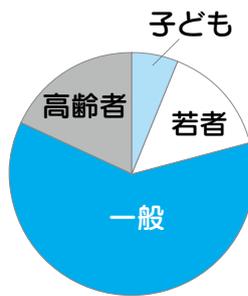
防ごう！交通事故



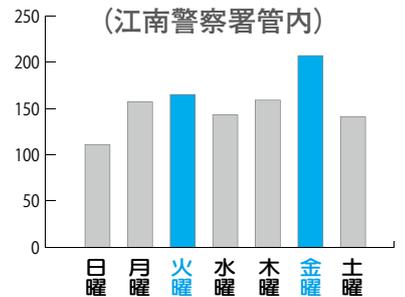
事故類型別
(江南警察署管内)



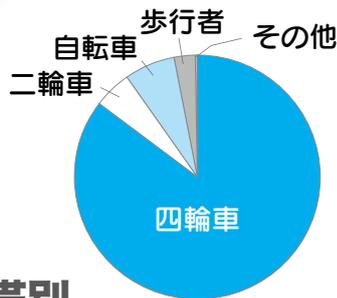
年齢層別
(江南警察署管内)



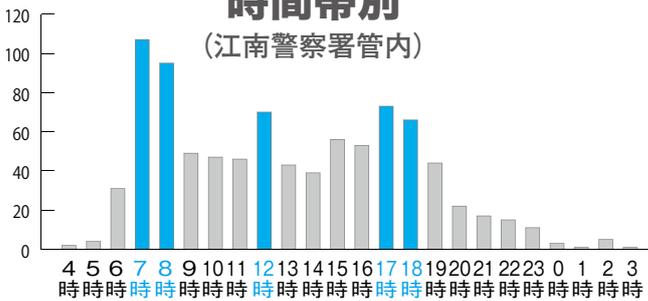
曜日別
(江南警察署管内)



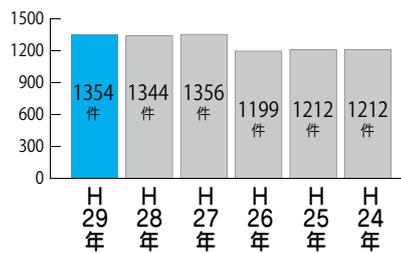
当事者別
(大口町内)



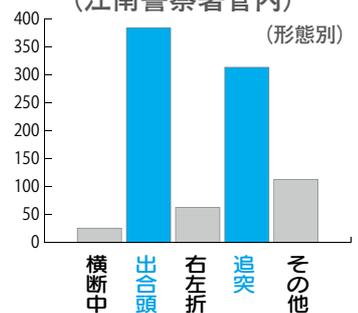
時間帯別
(江南警察署管内)



大口町内の事故件数
(人身・物損事故)



事故類型別
(江南警察署管内)



地域ぐるみの活動が結実し町内の自転車事故が減少

大口町は平成27年から28年の2年間、自転車利用者が第一原因となった自転車交通事故件数が県内でワーストワンのままだったが、平成29年は69位中18位でワーストワンを返上しました。

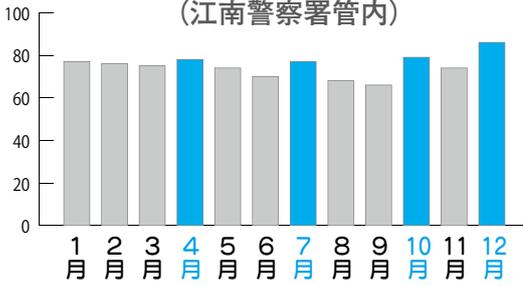
こうした結果は、ドライバーや歩行者、自転車利用者の皆さんが安全運転に心掛けていることはもちろん、長期にわたり地域の皆さんが警察や行政と協力し、地域に密着した交通指導に取り組んできた成果といえるのではないのでしょうか。

南地域自治組織

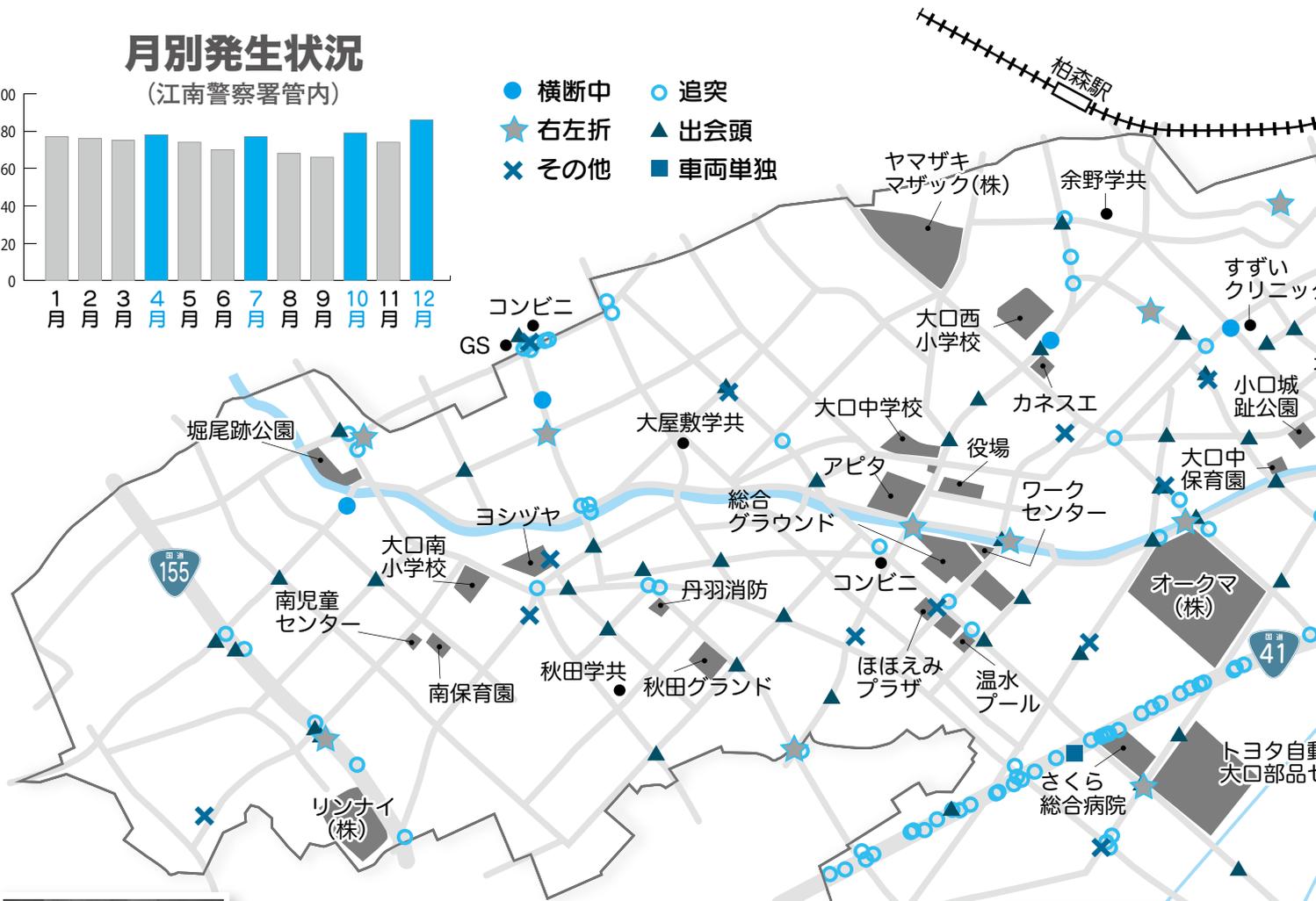
地域イベントの「まち歩きウォーキング大会」で、参加者が通学路を歩いて防犯・交通安全面で危険と思われる場所を報告し合い、南地域の安心・安全マップに反映させました。翌年は西濃運輸(株)の職員を講師に迎え、正しい自転車の乗り方を学び、トラックの内輪差など実際にトラックの運転席に座って視界を確認し、死角の危険性を認識することで安全意識の向上につなげました。

月別発生状況

(江南警察署管内)



- 横断中
- 追突
- ★ 右左折
- ▲ 出会う
- × その他
- 車両単独



北地域自治組織

外坪・河北・上小口・中小口・下小口

中地域自治組織

余野・さつきケ丘・垣田

南地域自治組織

秋田・豊田・大屋敷

中地域自治組織

「子どもの頃からルールとマナーを学ぶことが必要」と、平成25年から毎年西小学校で小学4年生から6年生と保護者（高齢者は3年に1回）を対象に自転車安全走行教室を開催しています。昨年は、愛知県警第一交通機動隊自転車対策小队「B-Force（ビーフォース）」の交通安全教室と名鉄自動車学校の自転車シミュレーターで自転車の安全な乗り方について指導を受けました。中地域では、大人が子どもの見本になること、普段から交通マナーに心掛けていくそうです。

北地域自治組織

北小学校4年生を対象に愛知県警第一交通機動隊自転車対策小队「B-Force（ビーフォース）」の交通安全教室がおこなわれ、ヘルメット着用の重要性、自転車の基本的な乗り方、一時停止の重要性など、多くのことを学びました。子どもたちからは「危険な乗り方はもうしない」と安全への意識を高めた感想がたくさん聞かれました。

「いつか、日頃から地域ぐるみ

で交通安全に取り組み、成果を上げてきました。しかし、交通事故がゼロになっただけではありません。

町内で発生した交通事故件数は前年より増加

ほんの一瞬の出来事で、ケガを負い、最悪の場合は尊い命が奪われる交通事故。

昨年、大口町内で発生した交通事故件数は人身・物損事故を合わせ1354件でした。

地図をみても分かるように、事故が発生しやすいのは交差点や、その付近です。特に信号機のない交差点で多く発生しています。原因の多くは安全確認を怠った「一時不停止」や「前方不注意」です。交差点など、人が行き交う場所では十分な減速や一時停止して安全確認をしましょう。また、事

政令で定められた14の危険行為

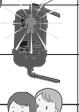
- ①信号無視 ②通行禁止道路・場所の通行 ③歩行者用道路での徐行違反
- ④歩道通行(自転車が通行してはならない歩道の通行)や車道の右側通行等
- ⑤路側帯での歩行者の通行妨害 ⑥遮断踏切への立ち入り
- ⑦左方車優先妨害・優先道路通行車妨害等
- ⑧右折時の直進車・左折車への通行妨害
- ⑨環状交差点安全進行義務違反等 ⑩一時不停止 ⑪歩道での歩行者妨害等
- ⑫制動装置(ブレーキ)不備の自転車の運転 ⑬酒酔い運転
- ⑭安全運転義務違反

故が多く発生している場所を通行する場合は普段以上に気をつけましょう。

知っていますか？

自転車にも罰則があることを

自転車は手軽で便利な乗り物ですが、車と同じ車両の仲間で、自動車やバイクと同じようなルールが定められています。平成27年6月に「自

危険行為の罰則	
飲酒運転 	5年以下の懲役または100万円以下の罰金
信号無視 	3月以下の懲役または2万円以下の罰金
無灯火運転 	5万円以下の罰金または科料
二人乗り運転 	2万円以下の罰金または科料 <small>※都道府県により異なる場合があります。 ※幼児二人同乗用自転車、道路交通法施行細則(第8条第1号ア)を除く</small>
並進通行 	2万円以下の罰金または科料
携帯電話等の使用運転 	5万円以下の罰金
大音量でイヤホンを使い周囲の音が聞こえない状態での運転 	5万円以下の罰金
傘さし運転 	5万円以下の罰金
歩道での歩行者通行妨害 	2万円以下の罰金または科料

転車運転者講習制度」が始まり、自転車運転中に「危険行為」をして違反(3年以内に2回以上)すると講習(3時間の講習/6000円)の受講も義務付けられました。自転車運転中に事故を起こした原因の多くはルール違反だといわれています。交通ルールは、歩行者、自転車、自動車など道路を利用する人すべてが、安全に道路を通行し、交

自転車安全利用五則

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤子どもはヘルメットを着用

交通事故を未然に防ぐためのものです。ルールを知っているだけでなく、それをきちんと守ることが大事ですね。自転車安全利用五則を守り、交通安全に心掛けましょう。

昨年、大口町では、自転車事故ワーストワンを返上しましたが、2名の死者数を出したことから、手放しには喜べません。家族が「行ってきます」と家を出て、元気に帰ってくる平常こそが何事にも代え難い幸せです。この幸せを失わないためにも、ゆとりを持ち、思いやりのある運転をしましょう。